文部科学大臣

小 坂 憲 次 殿

社団法人国立大学協会 会長 相 澤 益 男

国立大学の学生寄宿舎の整備と寄宿料の取扱いについて(要望)

国立大学の学生寄宿舎は、共同生活を通じた人格形成の場としての教育的機能を有し、加えて低廉な寄宿料設定による学生の経済的負担の軽減を図ることにより教育の機会均等の確保にも資する学生生活支援施設として設置・運用されてきました。社会・経済情勢の変化や国立大学の法人化という変革にもかかわらず、この役割はいささかも変化しておりません。学生寄宿舎については、新制国立大学以降において、何回か整備方針が策定され、旧来の木造寮の建替え、個室寮への改修、新しい寮の新築等も行われました。しかし、昭和50年代以降は教育研究の高度化、学生定員の増加等の重要な課題が次々に起き、次第に教育研究施設の整備を優先せざるを得ない情勢となりました。したがいまして、現状では多くの寄宿舎で老朽化が著しく、その居住環境の改善は喫緊の課題となっております。「環境が人を作る」に従えば、学生に活力が生まれる住環境を整えることは必須の条件であります。

学生寄宿舎については、大学設置基準においても課外活動施設と並んで大学がなるべく整備する施設とされており、その役割が変化していない以上、基本的には寮設置者である国立大学法人が国の支援を得て、時代の変化にも対応した学生寄宿舎の整備を進める必要があります。国立大学法人法制定時に於いても、国立大学法人の施設・設備は国が整備するとされているところであります。

しかしながら、もはや学生寮を朽ちるに任せ、学生の精神的な荒廃を座視することは出来ません。寮の整備について、各国立大学法人は、法人化のメリットをいかした PFIなどによる整備、民間からの借り入れ財源による整備等、様々な自助努力による寮の整備を考えております。しかし、国の規制があり、寄宿料が省令で標準額として一律に定められていることなどにより、各大学の自助努力がなかなか活かされない仕組みとなっております。国立大学法人には「寄宿料の設定に関しては、国から引き継いだ寄宿舎についてはその標準額の設定を省令で定めることを維持するべきである」との会員の意見がある一方で、「各国立大学法人がその自助努力により設置・改修等を行った場合には、寄宿舎の実態や提供するサービスに応じ柔軟な寄宿料の設定ができるようにして欲しい」との意見が多々ある事も事実です。寄宿料設定の柔軟な対応が学生の教育環境改善に役に立つとの立場からこの問題について御賢察下さいますよう、お願い申し上げます。

国立大学の学生寄宿舎の果たす役割等もご理解の上、喫緊の課題である学生寄宿舎の整備に当たり、下記の要望事項の実現に格段のご配慮を賜りますよう、お願いいたします。

要望事項

- 1. 寄宿舎等の整備は施設整備費補助金で行うのが基本であり、引き続き施設整備費 補助金予算の充実に向けご尽力願いたい。
- 2. 教育の機会均等などに果たす国立大学の寄宿舎の役割を踏まえ、低廉な料金設定を可能にしてきたこれまでの「標準額」の考え方を維持しつつ、法人化のメリットを生かした新たな手法による整備や、寄宿舎の施設設備の内容や提供するサービス等に応じた各大学による多様な寄宿料設定が可能になるよう費用省令の改正を検討されたい。
- 3. 寄宿料設定の柔軟化にあたっては、教育の機会均等の確保等の観点から、奨学金制度など学生支援策の一層の充実に向けてもご尽力願いたい。